

(別紙 1)

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について

第 1 都道府県農業再生協議会

1 範囲

都道府県農業再生協議会（以下「都道府県再生協議会」といいます。）は、都道府県の区域をその区域として設置する必要があります。

2 構成員

- (1) 都道府県、農業団体、流通業者団体のほか、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 3 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいいます。以下同じ。）、担い手農業者組織（稲作経営者会議等）、法人協会、集落営農の代表者、実需者団体、消費者団体等、事業内容や各都道府県の実情に応じてその会員を選定します。
- (2) 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（道県経済農業協同組合連合会及び県農業協同組合を含む。）、都道府県主食集荷協同組合、都道府県農業会議、担い手農業者組織（稲作経営者会議等）、都道府県農業法人協会を含むものとします。
- (3) 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）は、都道府県再生協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行います。

3 規約等の要件

都道府県農業再生協議会は、以下の要件を満たしておく必要があります。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（以下「本要綱」といいます。）第 3 に定める事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした都道府県再生協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (3) (2) の規約その他の規程に定めるところにより、1 つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2 の (2) に掲げる組織の担当部局のうち 1 つ以上が都道府県再生協議会の事務局の一部を構成していること又は 2 の (2) に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち 1 人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理におい

て責任のある立場にあること。

- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続

- (1) 都道府県再生協議会が設置されていない都道府県において、新たに都道府県再生協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得る必要があります。

ア 協議会規約

イ 事務処理規程

ウ 会計処理規程

エ 文書取扱規程

オ 公印取扱規程

カ 内部監査実施規程

- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地域センター長等」といいます。）のうち、当該都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に会員名簿及び協議会の当該年度の事業計画書を添えて、2の(2)及び3の要件を満たすことについて別紙1様式第1号により承認を申請する必要があります。

- (3) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、(2)の申請の内容を審査し、2の(2)及び3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、当該協議会の長（都道府県再生協議会長）に通知します。

なお、申請を受けた地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センター長等に申請書を回付します。

- (4) 他の協議会の規約変更により都道府県再生協議会へ移行した場合は、都道府県再生協議会へ移行した後に、(2)の手続に準じて地域センター長等の承認を受けてください。

5 規約変更手続等

- (1) 都道府県再生協議会長は、4の(1)の規約その他の規程を変更したときは、速やかに都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に別紙1様式第2号により届け出なければなりません。

なお、届出を受けた地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域セ

ンター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センター長等に届出された文書を回付します。

- (2) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県再生協議会が2の(2)及び3の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合には、同一の都道府県内に複数の地域センター等があるときは、当該都道府県内の他の地域センターと協議の上、4の(3)の承認を取り消すことができます。この場合、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、あらかじめ農林水産省経営局長から、とるべき措置についての指示を受ける必要があります。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県再生協議会長に通知します。

6 地域農業再生協議会への助言・指導等

都道府県再生協議会は、地域農業再生協議会（以下「地域再生協議会」という。）が行う農業者戸別所得補償制度に係る生産数量目標の設定等の取組に対する協力を行うとともに、必要に応じ助言及び指導を行います。

第2 地域農業再生協議会

1 範囲

地域再生協議会は、市町村の区域を基本に、地域の実情に応じその区域を設定して設置する必要があります。

2 構成員

- (1) 市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、農地利用集積円滑化団体（又は地域再生協議会を農地利用集積円滑化団体として指定）、土地改良区、担い手農家、集落営農、農業法人、認定方針作成者、実需者、消費者団体、商工会関係者、中小企業診断士、税理士等、地域の実情に応じてその会員を構成し、必要に応じて普及指導センターの指導・助言を受けるものとします。
- (2) 原則として、会員に、市町村、農業協同組合、農業共済組合、担い手農家、集落営農、農業法人及び農業委員会、農地利用集積円滑化団体（又は地域再生協議会を農地利用集積円滑化団体として指定）を含むものとします。
- (3) 地域センター等は、地域再生協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行います。

3 規約等の要件

地域農業再生協議会は、以下の要件を満たしておく必要があります。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 本要綱第3に定める事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産

の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者等を明確にした地域再生協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2の(2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域再生協議会の事務局の一部を構成していること又は2の(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続

- (1) 地域再生協議会が設置されていない区域において、新たに地域再生協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集しその議決を得る必要があります。

ア 協議会規約

イ 会計処理規程

ウ 事務処理及び文書取扱規程

エ 公印取扱規程

オ 内部監査実施規程

- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県知事に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び協議会の事業計画書を添えて、2の(2)及び3の要件を満たすことについて別紙1様式第3号により承認を申請する必要があります。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請の内容を審査し、2の(2)及び3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、別紙1様式第4号により当該協議会の長（地域再生協議会長）に通知します。
- (4) 他の協議会の規約変更により地域再生協議会へ移行した場合は、地域再生協議会へ移行した後に、(2)の手続に準じて都道府県知事の承認を受けてください。

5 規約変更手続等

- (1) 地域再生協議会長は、4の(1)の規約その他の規程を変更したときは、速やかに地域再生協議会が主たる事務所を置く都道府県知事に別紙1様式第5号により届け出なければなりません。
- (2) 都道府県知事は、地域再生協議会が2の(2)及び3の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正す

る措置をとらなかつたと認めた場合には、4の(3)の承認を取り消すことができます。この場合、都道府県知事は、あらかじめ当該地域再生協議会を担当する地域センター長等から、とるべき措置についての指示を受ける必要があります。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域再生協議会長に通知します。

第3 関係書類の閲覧

農林水産省経営局長、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び地域センター長（以下「農林水産省経営局長等」という。）は、必要に応じて、都道府県再生協議会及び地域再生協議会の本要綱第3に定める事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができます。また、都道府県知事は、必要に応じて、都道府県が地域再生協議会に対して行った事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができます。

第4 経理事務指導

農林水産省経営局長等は、必要に応じて、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に対し、本要綱第3に定める事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行います。また、都道府県は、必要に応じて、地域再生協議会に対し、都道府県が地域再生協議会に対して行う事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行います。

第5 証拠書類の保管

都道府県再生協議会、地域再生協議会及びその会員は、本要綱第3に定める事業に係る助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業に係る国庫助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければなりません。

第6 個人情報情報の適正な管理

- 1 都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、農業者戸別所得補償制度及び本要綱第3に定める事業（以下「戸別所得補償制度等」という。）の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要があります。
 - (1) 本人の同意を得ている用途及び戸別所得補償制度等の実施に必要な用途以外に利用しないこと
 - (2) 戸別所得補償制度等の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
 - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
 - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地域センター長等へ報告すること
 - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること

(農業者戸別所得補償制度実施要綱第10及び農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱第17に定めるものは除きます。)

- 2 地域センター長等は、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に対し、戸別所得補償制度等の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができます。また、地域センター長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとしています。その際、都道府県再生協議会及び地域再生協議会は地域センター長等の求めに応じて、調査等に協力するものとします。

第7 事務の委託

都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、本要綱第3に定める事業に係る事務の一部を当該都道府県再生協議会又は地域再生協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県再生協議会又は地域再生協議会以外の者（地域センター長等が指定したものを除きます。）に委託することができるものとします。

第8 都道府県再生協議会及び地域再生協議会の業務運営の透明性の確保

- 1 都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとします。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、業務方法書、事業計画、活動報告等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めてください。
- 2 この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県再生協議会及び地域再生協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に協力するものとします。

〇〇農政局長
〇〇地域センター長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県農業再生協議会
会長 【印】

〇〇都道府県農業再生協議会の承認申請について

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第3に定める事業を実施したいので、別紙1の第1の4の（2）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 別添 1 〇〇都道府県農業再生協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇都道府県農業再生協議会規約
- 別添 3 〇〇都道府県農業再生協議会事務処理規程
- 別添 4 〇〇都道府県農業再生協議会会計処理規程
- 別添 5 〇〇都道府県農業再生協議会文書取扱規程
- 別添 6 〇〇都道府県農業再生協議会公印取扱規程
- 別添 7 〇〇都道府県農業再生協議会内部監査実施規程
- 別添 8 〇〇都道府県農業再生協議会事業計画書

別紙 1 様式第 2 号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
〇〇地域センター長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

〇〇都道府県農業再生協議会
会長 【印】

〇〇都道府県農業再生協議会規約その他の規程の変更の届出について

〇〇都道府県農業再生協議会〇〇を下記により変更したので、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7 1 3 5 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 1 の 5 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した都道府県農業再生協議会規約、規程の名称
- 2 変更箇所（新旧対照表）

添付書類 1 変更後の〇〇都道府県農業再生協議会〇〇
2 規約その他の規程の変更を議決した総会の議事録の写し

都道府県知事 殿

住 所

〇〇〇地域農業再生協議会
会長 【印】

〇〇〇地域農業再生協議会の承認申請について

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7 1 3 5 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める事業を実施したいので、同要綱別紙 1 の第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 別添 1 〇〇〇地域農業再生協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇〇地域農業再生協議会規約
- 別添 3 〇〇〇地域農業再生協議会会計処理規程
- 別添 4 〇〇〇地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程
- 別添 5 〇〇〇地域農業再生協議会公印取扱規程
- 別添 6 〇〇〇地域農業再生協議会事業計画書
- 別添 7 〇〇〇地域農業再生協議会内部監査実施規程

別紙1様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

都道府県知事

【印】

〇〇〇地域農業再生協議会の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号をもって承認申請のあった〇〇〇地域農業再生協議会については、平成〇〇年〇月〇日付けをもって農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第2の2の（2）及び3の要件を満たすものとして承認したので、同要綱別紙1の第2の4の（3）の規定に基づき通知します。

別紙 1 様式第 5 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所

〇〇〇地域農業再生協議会
会長 【印】

〇〇〇地域農業再生協議会規約その他の規程の変更の届出について

〇〇〇地域農業再生協議会〇〇を下記により変更したので、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7 1 3 5 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 2 の 5 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した〇〇〇地域農業再生協議会規約、規程の名称
- 2 変更箇所（新旧対照表）

- 添付書類
- 1 変更後の地域農業再生協議会〇〇
 - 2 規約その他の規程の変更を議決した総会の議事録の写し